

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団役員等報酬規程

(昭和 52 年 3 月 30 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（以下「当法人」という）定款第 9 条及び第 24 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第 9 条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、第 4 条第 1 項の報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の役員等に対する報酬等は、別表 1 に定める額とする。

- 2 全理事の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間 30 万円以内とする。

(費用の弁償)

第 5 条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これ

を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等の費用の弁償については、当法人の旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年5月25日)

この規程は、昭和56年5月26日から施行する。

附 則 (昭和60年12月23日抄)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和60年12月23日から施行する。(後略)

2 (前略) この規程による改正後の社会福祉法人群馬県社会福祉事業団役員の給与、報

酬及び旅費規程第3条第4項の規定は昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和63年1月25日）

この規程は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則（平成2年3月20日）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月27日）

この規程は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月29日）

この規程は、評議員会の議決日から施行する。

別表1

区 分	日 額
理事会・評議員会への出席	11,000 円
上記の他、法人及び施設業務	11,000 円